

泡瀬第三地区コミュニティ供用施設使用心得

1. 未成年者が使用する場合は、その団体の長か保護者が使用責任者となり、使用中同席すること。
2. 使用にあたっては、管理者の指示に従うと共に、次の各号を守ること。
 - (1) 使用目的以外の使用や、使用権の転貸をしないこと。
 - (2) 夜間使用する場合は、使用する以外は電灯を消灯すること。
 - (3) 火災予防には万全を期し、特に喫煙には特別の注意を払うこと。
 - (4) 設備・備品の取り扱いに注意し、その保全に協力すること。
 - (5) 机、椅子等を現状から移動するときは、使用後は必ず元へ戻すこと。
 - (6) 湯茶等でガスコンロを使用する場合、使用後は特に火気に万全の注意をし、必ず元栓はしめること。
- ※ (7) 使用後は、使用場所（ホール・トイレ）の清掃を必ず行うと共に、
チリ等は必ず持ち帰ること。
 - (8) 公序良俗に反した、近隣民家に迷惑を及ぼさぬこと。
 - (9) 放送装置の使用については、事前に管理者の指示を受け、使用方法を収得しておくこと。
 - (10) その他の備品を使用するときは、事前に申し出ること。
3. 使用終了後、責任者は次の事項を確認した後、管理者に報告すること。
 - (1) 窓等の施錠がすべて完全であること。
 - (2) たばこの吸い殻は、所定の場所に集めてあり、火災発生の心配がないこと。
 - (3) 電気の電源がすべて切られていること。
4. 原則として宿泊は認めない。

※ 使用後の清掃・戸締りを忘れないで下さい。

時間帯	(午前)	(午後)	(夜間)
	午前 9 時～12 時	午後 1 時～5 時	午後 5 時～9 時
※食事時間	12 時～13 時まで	(時間厳守でお願いします。)	